

## 第 8 号議案

新宮町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 3 日

新宮町長 桐 島 光 昭

### 理 由

気象注意報に係る文言が修正されたこと、及び粕屋北部消防組合火災予防条例（昭和 5 4 年条例第 2 0 号）の一部が改正され、林野火災注意報及び林野火災警報が新たに規定されたことに伴い、新宮町火入れに関する条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町火入れに関する条例の一部を改正する条例

新宮町火入れに関する条例（昭和59年新宮町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「異常乾燥注意報又は火災警報が発令された」を「乾燥注意報及び林野火災に関する注意報又は火災に関する警報が発せられた」に改め、同条第2項中「認められるとき」を「認められる場合」に改め、「異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「乾燥注意報及び林野火災に関する注意報又は火災に関する警報が発せられた場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新宮町火入れに関する条例（昭和59年新宮町条例第9号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>乾燥注意報及び林野火災に関する注意報又は火災に関する警報</u>が発せられた場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると<u>認められる場合</u>又は強風注意報、<u>乾燥注意報及び林野火災に関する注意報又は火災に関する警報</u>が発せられた場合には、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は</u> <u>火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると<u>認められるとき</u>又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は</u> <u>火災警報が発令されたときには</u>、速やかに消火しなければならない。</p>